

マイナンバーとは・・・



マイナンバーで 何ができるの？

平成27年10月から、日本国内の全住民に通知される、一人ひとり異なる12桁の番号のこと

役所にある住民情報をより正確かつ効率的に活用できるようになるんだよ。



1

2

3

4

例えば、税務情報の名寄せや突合でより正確な所得把握ができるようになり・・・

マイナンバーが必要な場面とは・・・



○社会保険料や税に関し、  
公平な給付と負担の実現が図られる

平成28年1月以降、住民の皆さんの年金、医療、介護、生活保護、児童手当などの  
→社会保障関係の手續

税務署等に提出する書類への記載など  
→税務関係の手續

被災者生活再建支援金の支給など  
→災害対策に関する手續

役所関係の事務で必要となる大切なものです。

○真に社会保障を必要とする方に  
積極的に手を差し伸べる

また、  
○要援護者リストの整備などに  
活用して災害対策にも役立つ